

# ようこそ、佐賀県東部工業用水道へ



# 1 事業経緯

## 建設事業

- ①第一期工事 昭和37年4月～昭和41年3月
- ②第二期工事 昭和45年4月～昭和53年3月

## 給水開始年月日

- ・鳥栖地区 昭和42年1月15日
- ・三田川地区、諸富地区 昭和51年4月15日
- ・基山地区 昭和52年10月1日

佐賀県東部工業用水道は、低廉な工業用水を安定して供給することによって、県東部地区の既存企業の振興はもとより、新規企業の誘致を積極的に推進し、中核的な内陸工業地帯の形成を図り、県政の発展に資することを目的に設置されました。

建設事業として、まず、鳥栖地区の企業に給水するため、昭和37年度に第一期工事に着手し、昭和40年度までに所要の取水施設、浄水施設及び送配水施設の工事を終了しました。

ついで、第二期工事として、佐賀東部中核工業団地を含む三田川地区及び諸富地区の企業を給水対象に、昭和45年度に送配水施設工事に着手、昭和51年度に完工し、更に、昭和51年、52年の両年度において、基山地区及び鳥栖北部丘陵地区への送配水施設の建設を行うとともに浄水施設の整備工事を併せて実施しました。

## 2 事業概要

筑後川水系の宝満川(一級河川)から取水し、その豊富な水量を利用して気象条件に左右されない安定供給を行っています。

### ①水源

一級河川 筑後川水系宝満川(表流水)

水利使用権 108,000m<sup>3</sup>/日 (1.25 m<sup>3</sup>/S)

## ②給水区域

佐賀市、鳥栖市、神埼市、  
吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町

## ③組織

(※)



職員数 所長以下11名(うち会計年度任用職員3名)(#併任は除く)

(※注)地方公営企業法第7条に規定されている管理者を置かない場合は、法第8条第2項の規定により管理者の権限はその地方公共団体の長が行う。

2023年4月1日現在

## ④計画給水量と給水契約状況

現在、日量60,000m<sup>3</sup>の安定供給能力を有しており(計画給水量 100,000m<sup>3</sup>/日)、新規の需要に対しても十分量の工業用水を確保しています。

地区名	計画給水量 m <sup>3</sup> /日(A)	事業所数 カ所	契約給水量 m <sup>3</sup> /日(B)	達成率 B/A %
鳥栖地区	(30,000) 5,500	5	1,898	(7.5) 41.1
基山地区	(10,000) 9,500	5	5,790	(57.3) 60.3
三田川地区	(25,000) 14,000	19	9,226	(35.5) 63.5
諸富地区	(35,000) 31,000	4	16,072	(48.6) 54.8
合 計	(100,000) 60,000	33	32,986	(33.9) 56.5

2023年5月1日現在

## ⑤水質の基準

項目	基準	R2年度～R4年度平均
濁度	10度以下	2.66
水素イオン濃度 [pH]	6.0から8.0まで	7.36

## ⑥使用料

(昭和59年4月1日改定)

基本使用料	26円/m <sup>3</sup> (別に消費税及び地方消費税)
超過使用料	52円/m <sup>3</sup> (別に消費税及び地方消費税)

## ⑦水圧

水圧	0.5kg/cm <sup>2</sup>
----	-----------------------

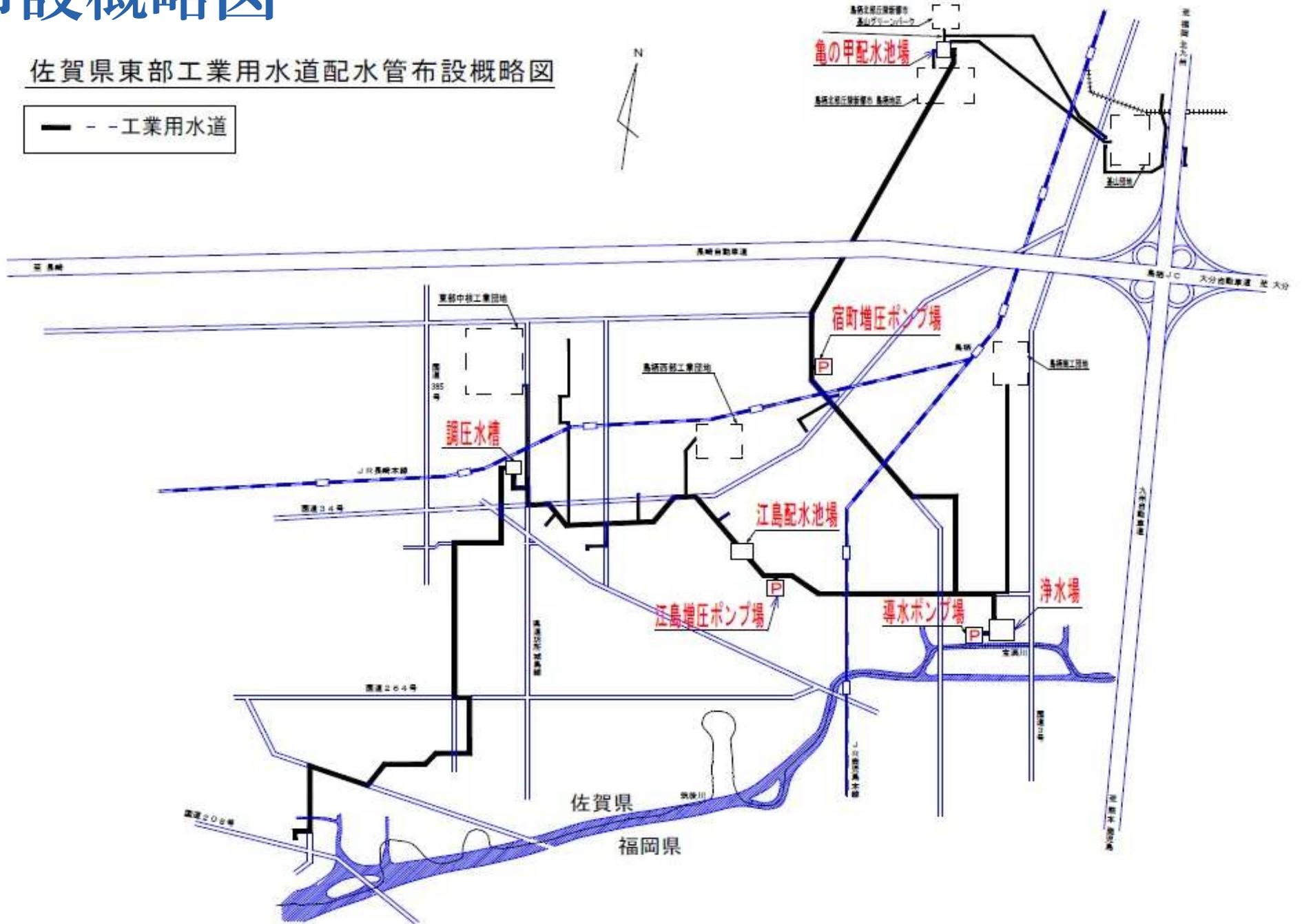
# 3 施設概要

施設	設置場所
①取水場、浄水場、送水施設、管理事務所	鳥栖市
②増圧ポンプ、送水施設(鳥栖・三田川・諸富地区)	鳥栖市
③増圧ポンプ、送水施設(基山地区)	鳥栖市
④配水施設(基山地区)	基山町
⑤配水施設、調圧水槽(諸富地区)	上峰町
⑥管路延長66.5km(布設概略図のとおり)	

# 布設概略図

佐賀県東部工業用水道配水管布設概略図

— -- 工業用水道



# 取水場(宝満川)



# 導水ポンプ



# 沈砂池



# 強制沈殿池



# 横流式沈殿池



# ポンプ棟



# 江島増圧ポンプ場(鳥栖・三田川・諸富地区へ)



# 江島配水池場



# 調圧水槽場(諸富地区へ)



# 宿町増圧ポンプ場(基山地区へ)



# 亀の甲配水池場(基山地区へ)



# 太陽光発電装置



# 4 経営状況

## ① 今までの経営状況

- 昭和43年度に地方公営企業法の適用を受けて企業会計に切り替え54年経過
- 昭和56年度に初めて単年度収支をプラスに転換
- 昭和61年度に累積欠損金を解消して以来、平成24年度までプラス収支で推移。平成25年度は下記(※1)によりマイナス収支となったものの、平成26年度から令和3年度までプラス収支で推移。
- 令和4年度は下記(※2)によりマイナス収支となった。
- 令和4年度末の内部留保資金は約20.9億円

(※1) 平成25年度は、後年度の収支改善を図るために行った企業債の全額繰上償還及び太陽光発電装置設置に伴う特別損失の計上によりマイナス収支(経常損益ではプラス収支)

(※2) 令和4年度は、浄水の過程で発生する浄水発生土の堆積分を一括処分したことに伴う特別損失の計上及び電気料金の高騰による影響によりマイナス収支

## ② この間の経営改善への取組み

- 企業誘致の積極的な推進等による給水量の増大
- 給水料金の適正化
- 企業債償還元金に充当するための県出資金の要請
- 経費の節減

### ③ 経費節減の主な取組

- 運転監視業務等の民間委託により、17名の職員を管理業務の維持ができる最低限の9名まで削減
- 総務担当正職員1名を非常勤職員に変更
- 効率の良いポンプをメインとしたローテーション運転
- 企業債の全額繰上償還
- 浄水発生土の有効活用(譲渡)による処分費の削減

## ④ 今後の主な課題

### ① 契約水量の確保

企業誘致担当部局・市町との連携による用水型企業の誘致等により、安定的な経営が持続可能な契約給水量の確保に努めます。

### ② 施設設備整備

施設・設備の老朽化が進んでいるため、今まで通り各設備の修繕(オーバーホール)等を計画的に実施しながら、的確な資金計画を策定したうえで施設・設備の改修に優先順位を付け、適切に実行して工業用水の安定供給に繋がります。

### ③ 施設更新

昭和42年の事業開始から56年が経過し、施設・設備の経年劣化が進み、順次更新期を迎えることから、令和5年度にアセットマネジメント計画を策定し、今後、施設等の全面的な更新に向けた計画を策定することとしており、計画に基づいて、適切に更新し工業用水の安定供給に繋がります。

### ④ 運営管理

継続して事業を進めていくため、経営・維持管理の細部に亘る運営記録・各種作業マニュアル等を作成し、永続的に引継ぐ体制をとっていきます。